

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和4年9月7日（水曜日）		
開 会	午前10時0分	閉 会	午前11時20分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 雲坂 衛 副委員長 勝田 鮮二 委 員 荻野 正己 太田 縁 前田 伸一 岡田 信俊 吉田 博幸 山田 延孝		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	参事兼調査係長 浅井 俊彦 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	【都市整備部】 都市整備部長 岡 和弘 次長兼都市企画課長 牧野 隆史 都市企画課課長補佐 増田 泰則 交通政策課長 小森 毅彦 交通政策課課長補佐 筒井 真二 中心市街地整備課長 有本 公博 中心市街地整備課課長補佐 雁長 徹 都市環境課長 徳田 剛 都市環境課課長補佐 藪下 昇 道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 和人 次長兼建築指導課長 太田 忠孝 建築指導課参事 山田 泰弘 建築指導課課長補佐 宮部 将 建築住宅課長 森田 健 建築住宅課課長補佐 大角真一郎 建築住宅課課長補佐 山崎 修 鳥取南地域工事事務所長 長石 良幸 次長兼鳥取西地域工事事務所長 植田 勝美		
傍 聴 者	1人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時0分 開会

【都市整備部】

◆雲坂 衛委員長 皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより建設水道委員会を開催いたします。

昨日は、台風11号が過ぎまして、皆様お住まいの各地域、被害状況いかがだったでしょうか。自分が朝パトロールしてきても、倒木とか枝が折れたりするのが三、四か所あったりとか、看板が飛んだりとかいろいろありましたけれども、強い風も吹いていたなと思っております。ビ

ニールハウスも1つ破れたりとかですね。ぜひ、また帰られて、被害があれば、議員であったり、市役所を通じて報告をいただけたらなと思っております。日頃からの準備が大事だなと感じました。

さて、本日の日程は、お手元に配付のとおり、都市整備部の議案説明、その他報告と進めていきます。

それでは、岡都市整備部長に御挨拶いただいた後、議案説明に入りたいと思います。岡部長。

○岡 和弘都市整備部長 都市整備部長の岡です。おはようございます。

先ほど、委員長からも台風の話がありましたけども、9月に入って、本格的な台風シーズンに入ったということで、少しどきどきする中、昨日の台風、典型的な風台風ということで、都市整備部所管の施設、市道、今確認しとる部分で、市道で20路線、公園で2公園で倒木があつて対応したと。いずれも、人的・物的な被害はなかったということで、ちょっと安心しとるところです。

これに先立ちまして、8月31日～9月1日、23時～1時の真夜中ですけど、雷が非常に鳴った日があったと思うんですけど、市道双六原細見線っていう広域農道で造った路線なんですけども、双六原側で、のり面崩壊が3か所起こっておりまして、被害総額が一千五、六百万ということで、補助災害として、追加提案をこの議会にする予定にしておりますので、また報告をさせていただきます。

本日は9月補正ということで、主なものとしては、盛土規制法の関係、除雪費、また、風紋広場の指定管理者の債務負担などを説明させていただきます。

また、報告事項として3件予定しとりますので、どうぞよろしくお願ひします。

◆雲坂 衛委員長 説明に入ります前に、この場の皆様方に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから御発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただき、十分審査していただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願ひいたします。

議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆雲坂 衛委員長 それでは、議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を御説明ください。牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 はい。おはようございます。都市企画課、牧野です。よろしくお願ひいたします。鳥取市一般会計補正予算、都市整備部の所管に属する部分について御説明いたします。お配りしております、右肩に赤字で資料1と示しております、A4判横の都市整備部建設水道委員会説明資料により説明させていただきたいと思ひます。右肩に赤字で、括弧内に資料番号、その下にページ番号を表示しております。お手元の御用意できましたでしょうか。

それでは、10ページの下段を御覧ください。都市整備部歳出合計、補正前の額50億7,731万8,000円に対しまして、今回の補正額3億2,177万4,000円、補正後の額は53億9,909万2,000円でございます。以降、各担当課より、順次説明させていただきます。

まず、都市企画課分の一般会計補正予算について御説明いたします。3ページを御覧ください。予算書は35ページ、事業別概要は34ページ上段でございます。款土木費、項河川費、目河川総務費の盛土規制法関連事業費でございます。補正額1,711万円を計上させていただくものでございます。

4ページを御覧ください。事業の概要について御説明させていただきます。昨年7月に発生した静岡県熱海市の盛土崩落事故を踏まえ、国は、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制を行う、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法を今年5月27日に公布し、1年以内に施行されるということになりました。

資料右下の規制区域のイメージ図をちょっと御覧ください。改正前の宅地造成等規制法では、都市計画区域等の市街地、それに準ずる区域などを対象に、宅地造成により災害が生ずるおそれのあるエリアを規制区域として指定することとされていますが、改正後の盛土規制法では、改正前の規制区域に加えて、森林、農地、平地部を含めて広く対象とするとともに、市街地や集落等から離れてはいるものの、地形等の条件から、人家等に危害を及ぼし得るエリアも指定することとなります。人家等から離れているところというのが、青丸で囲ったようなイメージということになるところでございます。

また、宅地造成の際に行われる盛土だけではなく、土捨て行為や一時的な堆積についても規制の対象とし、中核市である本市は、規制区域内で行われる盛土等の許可事務を行うこととなります。

規制区域の指定及び公表についても、来年5月までの法施行に併せて行うことが望ましいことから、盛土等が行われた場合に被害を及ぼす範囲の土地の形状や地質、土地の利用状況について、県が実施します基礎調査に対しまして、本市域に係る経費を負担することにより、県内一律の基準による区域指定を行うものでございます。調査対象区域は約1,500か所でございます。

このたび、県の9月補正に呼応するため、補正額1,711万円、補正後の額3億7,917万6,000円とするものでございます。また、補正額の特定財源といたしまして、社会資本整備総合交付金570万3,000円を充当する予定としております。都市企画課分については、以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 はい。都市環境課、徳田でございます。都市環境課分の一般会計補正予算について御説明いたします。引き続き、資料の1の5ページを御覧ください。予算書は37ページ、事業別概要は34ページ下段でございます。款災害復旧費、項災害復旧費、目公共土木災害復旧費の現年発生災害復旧費でございます。1、都市環境課分でございます。こちら、補正額1,310万円、うち、特定財源として、一般単独災害復旧事業を充当するものでございます。都市環境課分の補正後の額につきましては、9億6,418万7,000円でございます。

続きまして、概要の説明をさせていただきます。資料1の6ページを御覧ください。事業内容につきましては、令和4年7月11日の大雨によりまして、大門川、これは、国府町岡益地内にあります普通河川でございます。こちらの護岸が崩落したため、護岸復旧及び水路内に堆積

しました土砂の撤去を行い、適切な施設機能を管理、確保するものでございます。こちらにつきましては、普通河川大門川の公共土木災害の規定によります、護岸高1メートルに達していないことから、補助採択とならないため、単独災害復旧費で計上するものでございます。このため、施工区間において、本年9月補正において、測量設計費並びに工事費を計上するものでございます。補正額は1,310万円でございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。資料1の7ページを御覧ください。目道路維持費、細目除雪関係費、予算書は33ページ、事業別概要書は35ページの上段となります。補正額2億6,289万円を計上させていただいております。これは、今季の除雪に係る費用でございます。

続きまして、目公共土木災害復旧費、細目現年発生災害復旧費、予算書は37ページ、事業別概要書は35ページの下段となります。補正額150万円を計上させていただいております。これは、7月18日の大雨で被災した道路災害の復旧費となります。

道路課補正額は、合計2億6,439万円、補正後の額は18億442万6,000円です。

それでは、詳しく説明させていただきたいと思っております。資料1の8ページを御覧ください。まず、訂正をお願いします。左の表、決算額と書いてありますが、これ、実績の誤りです。降雪量と、出た回数とか、その実績でございます。訂正のほう、よろしくをお願いします。申し訳ありませんでした。

それでは、説明させていただきます。これは、今季の除雪業務に必要な点検・待機などを含む除雪作業の業者への委託料、導入しているGPS端末、通信費及び除雪車の修繕、リース料、燃料費、赤白ポールなどの需用費等の増額補正を行うものでございます。現在もラニーニャ現象が続いておまして、今年の冬も続く可能性があると言われておりますので、今季もしっかり、冬期の交通確保に努めたいと考えているところでございます。

引き続きまして、資料1の9ページを御覧ください。これは、7月18日の大雨で被災した道路災害の復旧費です。内訳は単独災害復旧費で、150万円となります。被災箇所の委託工事費となります。財源は土木災害復旧事業債となります。被災箇所は1か所で、高岡宝殿線が崩落しております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。建築住宅課の補正について説明させていただきます。資料1の10ページを御覧ください。総務費、総務管理費、財産管理費の定期借地権付土地分譲事業費です。予算書は25ページ、事業別概要書は36ページ上段です。これは、鹿野町湯川団地定期借地分譲の見込み件数増による土地購入費、追加1件分の補正をお願いするものです。補正額は996万7,000円計上させていただいております。財源の内訳ですけど、その他財源として財産収入、これは土地貸付料です。あと、一般財源となっております。

続きまして、土木費、住宅費、住宅管理費の住宅維持補修費です。予算書は35ページ、事業別概要書は36ページ下段です。これは、令和4年3月に火災のあった、市営住宅西品治北団地の復旧費及び市営住宅円通寺C団地の給水ポンプの修繕費の補正をお願いするものです。補正

額は1,720万7,000円を計上させていただいています。財源の内訳は、その他財源として、火災保険料と一般財源となっています。

建築住宅課の補正前の予算額が1億3,804万5,000円、補正額が2,717万4,000円、補正後の額が14億721万9,000円となっております。補正前は、13億8,004万5,000円です。

詳細について説明させていただきます。資料1の11ページを御覧ください。定期借地権付土地分譲事業費です。鳥取市土地開発公社が販売しています、鹿野町湯川団地及び青谷町望町団地について、平成24年度から定期借地権付土地分譲制度を導入し、分譲促進を図っているところです。定期借地権付土地分譲とは、借地により、土地を購入するよりも少ない資金で住宅が取得できるもので、これは、あらかじめ、鳥取市が公社から購入した土地を、市と賃借人で定期借地設定契約を結び、貸付けするものです。

令和3年度までの実績ですが、両団地合わせて7件あります。鹿野町湯川団地において、当初予算ですが、1件分の土地購入費を計上していました。販売促進のかがありまして、2件の申込みがあり、今回追加1件分の土地購入費を、補正により計上するものです。補正予算額は、分譲地1区画分の996万7,000円を計上させていただいています。

この鹿野湯川団地の2件の分譲については、それぞれ9月下旬と10月頃に、定期借地権契約が締結できるよう、相手方と現在交渉を行っているところです。また、青谷町望町団地も、現在1件の相談を受け付けているところです。

続いて、資料1の12ページを御覧ください。住宅維持補修費です。2つありまして、1つ目は、前回の令和4年6月市議会、建設水道委員会で報告しました、令和4年3月17日に火災のあった、市営住宅西品治北団地の復旧費です。火災発生の翌日に業者に復旧工事を依頼しまして、令和4年6月末に復旧工事を完了しています。これは、全焼した1階の1住戸内と、延焼したバルコニー及び建物外壁の復旧費用として、補正額1,568万9,000円を計上しています。内訳は、修繕費が1,521万3,000円、産廃処分などの委託費が47万6,000円となっています。財源は、全て火災保険料で賄われます。

2つ目は、市営住宅円通寺C団地の給水ポンプ修繕費です。集合住宅の上水道は、受水槽を介して給水を行ってまして、受水槽から加圧ポンプを利用して、各住戸へ給水しています。このポンプですが、供用開始から22年が経過しており、配管からの水漏れや、老朽した制御盤の動作不良による給水停止が発生するようになりました。これに対して、早急な修繕が必要となるため、急遽、今回の補正をお願いするべき費用を計上させていただくものです。内容ですが、ポンプの型式が古く、メーカーからの補修部品が供給されなくなりましたので、ポンプユニットごとの交換費用及び配管の修繕費用となります。補正額は151万8,000円を計上させていただいています。財源は一般財源となります。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 はい。都市環境課、徳田でございます。引き続き、繰越明許について御説明いたします。資料1の13ページを御覧ください。都市整備部、道路課と都市環境課、2課合わせまして、繰越合計額1億5,500万でございます。

都市環境課分について御説明いたします。治水対策事業費でございます。繰越額1,800万円

を計上させていただくものでございます。

次に、小規模急傾斜地崩壊対策事業でございます。こちら、繰越額 4,550 万円を計上させていただくものでございます。

都市環境課分、繰越合計額は 6,350 万円でございます。

次に、内容を説明させていただきます。資料 1 の 14 ページを御覧ください。治水対策事業費でございます。繰越理由といたしまして、国府町糸谷地内の糸谷川浸水対策工事ではありますが、河川工事に支障となる 2 棟の支障移転物件について、地権者との調整に不測の日数を用意したため、適正工期を確保することから、繰越しを計上するものでございます。令和 4 年度予算 2,800 万円のうち、繰越額 1,800 万円の繰越しを計上させていただくものです。

次に、資料 1 の 15 ページを御覧ください。こちらは、小規模急傾斜地崩壊対策事業費です。繰越理由といたしましては、鳥取市猪子地内の小規模急傾斜地崩壊対策工事でございますが、工事用進入路の計画位置に既設倉庫があり、その移転について、地権者との調整に不測の日数を要していたことから、適正工期を確保するため、繰越しを計上するものでございます。令和 4 年度予算 7,350 万のうち、繰越額 4,550 万円を計上するものでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。資料 1 の 13 ページを御覧ください。防災・安全交付金事業費、翌年度繰越額 9,150 万円を計上しております。補正予算書は 42 ページとなります。

資料 1 の 16 ページを御覧ください。まず、資料の訂正をお願いします。写真の奥のところなんですけど、雛橋、中という漢字を削除で、読み仮名は「ひいなばし」となります。奥の橋、用瀬の流しびなの橋ということで、雛橋となります。訂正のほどをよろしくお願いします。申し訳ありませんでした。

それでは、説明させていただきます。事業費は、防災・安全交付金事業費で、市道用瀬別府線、中橋の撤去 1 橋となります。繰越理由は、出水期を外して事業を着手するため、適正な工期を確保するために繰越しを行うものでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 はい。都市環境課、徳田でございます。資料 1、17 ページを御覧ください。令和 4 年度債務負担の概要について御説明いたします。

事業名につきましては、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市風紋広場の管理運営費でございます。限度額 4,315 万円、期間は令和 5 年度～令和 9 年度でございます。予算財源は一般財源です。

事業の目的は、地方自治法 244 条の 2 第 3 項、鳥取市都市公園条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における資質向上と効率化を図ることを目的としております。

事業内容につきましては、風紋広場の維持管理に関する業務、風紋広場の利用促進に係る業

務でございます。

これまでの取組といたしまして、平成26年度から指定管理者制度に移行している施設であり、指定管理者による民間の能力を活用し、住民サービスの向上、経費の節減を図りつつ、効果的・効率的な管理を行っているところであります。現指定管理者につきましては、昨年1年間、応募を何とか持っていただくということで、公益財団鳥取市公園・スポーツ施設協会に委託しているところでございます。指定管理期間は、令和4年4月1日～令和5年3月31日まで、現指定管理料につきましては、令和4年度分は704万8,000円でございます。

今後の取組につきましては、以下の記載のとおりとしております。なお、このたびの募集につきましては、今まで維持管理に特化しておりましたけども、昨年から少し趣を変えまして、駅前のにぎわいを応援するなど、駅前等の関係者と連携し、利用促進につながるような企画運営のできる指定管理者を募集することで、率先して自主事業を計画し、運営を行えるような指定管理者を募集したいと考えております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。なしということで、次に移ります。

議案第128号事業契約の変更について（説明）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第128号事業契約の変更についてを御説明ください。森田課長。

○森田 健建築住宅課長 はい。建築住宅課、森田です。議案第128号事業契約の変更について説明させていただきます。資料は、資料1の18ページ、付議案は23ページとなります。

本年の6月議会で補正予算の議決をいただきました、鳥取市営住宅長瀬団地建替え事業の変更契約について、令和4年7月13日に仮契約を締結しました。

変更前の契約金額は6億9,300万円で、3,556万5,200円を増額し、変更後の契約金額は、7億2,856万5,200円となりました。

契約の相手方は、代表企業、田中工業株式会社、構成企業、山口電業株式会社、西日本環境設備株式会社、株式会社白兔設計事務所で、事業期間は、令和2年9月24日～令和4年10月3日となっています。

変更契約の内容につきましては、6月議会の補正予算要求時の説明のとおりですが、ウッドショックと呼ばれる木材価格をはじめとした建築資材価格の高騰により、事業契約から12か月後の物価変動率が1.5%を超えたため、事業者からサービス対価の見直し要望がありました。契約約款の物価スライド条項、約款第43条に基づいて変更契約をするものです。

また、この事業については、7月20日に、建設水道委員会の勉強会で現地視察をしていただいたものです。説明は以上となります。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字

句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

気高循環バスにおける乗客の負傷について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、続きまして、その他報告に入ります。

まず、気高循環バスにおける乗客の負傷についてを御説明ください。小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。資料1の19ページを御覧ください。市が自家有償旅客運送によりまして、気高・鹿野地域を運行しております、気高循環バスにおきまして、走行中に乗客が負傷する事故が発生しましたので、報告をさせていただきます。

事故の発生日時でございますが、本年の8月3日水曜日、午前11時13分頃でございます。場所は、気高町山宮369の2でございます。

資料、右のほうに、事故発生場所の航空写真を掲載しておりますけども、上のほうに、逢坂地区の公民館が見えると思いますが、そのさらに上には逢坂小学校がございます。その前に市道山宮小別所線が走っておりまして、そこから南側に約100メートルの地点でございます。

事故は、気高循環バス逢坂線で、浜村駅11時発、鹿野町総合支所行きで車内で発生いたしました。事故当時ですが、乗客は気高町在住の70代女性1名でございまして、逢坂地区公民館のほうから南向きに走行中に、下のドライブレコーダーの画像にもありますように、右側の脇道から、建設会社のトラックが、バスの進行方向を遮る形で進入してまいりました。そのため、衝突を回避するために、バス運転手がハンドルを左に切りまして、ブレーキ操作を行った際に、乗客が転倒し、負傷をされました。

乗客の被害者ですけども、事故発生直後は、口の中の負傷を訴えられましたが、そのほかに目立った外傷等はなく、自力での歩行が可能でしたので、希望のバス停で下車をされまして、帰宅をされました。

翼運輸からの事故の報告を受けまして、翌日、被害者御本人にお会いできましたので、謝罪をしまして、状況を伺いましたところ、事故の日の午後に医療機関を受診されておられまして、骨に異常はなかったということでございました。症状としましては、右膝の痛みで、歩行がちょっと困難だということと、左側の頭部に腫れがあるということ、それから、口の中の裂傷がありまして、食事が難しいというような状態とのことでございました。口から食事が取れませんので、点滴治療のために、しばらく通院をされておられましたが、体の痛みがあり、さらに連日の猛暑ということもありまして、そういった影響もあって体調不良となられまして、8月の9日に入院をされ、同月26日に退院をされまして、現在は自宅で療養をされておられます。ちなみに、バス車両につきましては、損傷等の被害はございませんでした。

今後ですが、翼運輸、当該建設会社、被害者等の立会いの下で、警察によりまず実況見分などが行われて、交通事故証明書の交付を受ける予定となっております。被害者への損害賠償につきましては、翼運輸が加入されている保険で対応をいたします。

今後、事故の原因ですとか、被害状況、損害賠償等の全容が明らかになり次第、直近の委員会で報告をさせていただきます。報告は以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言ください。前田委員。

◆前田伸一委員 トラックが出てきた道は脇道っていうふうには書いてあるんですけども、これは市道になるんでしょうか。それとも、建設会社の個人の事業用の道路になるのか、その辺はどうでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。建設会社のトラックが走行しております市道につきましては、市道山宮1号線でございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 市道と市道との交差点ということで、推測するんですけども、カーブミラー等があれば、このトラックの運転手も、循環バスの進行に気づいて、事故が防げたじゃないかなというふうな推測もするんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。交差点付近にはカーブミラーがございしますが、この市道山宮1号線から見えるカーブミラーはございません。この市道山宮1号線なんですけども、道幅が3メートルでございまして、一方、気高循環バスが走行しておりました市道山宮小別所線につきましては、道幅が5.5メートルということでございまして、道路交通法の36条第2項の規定でいきますと、優先道路でない限り、道幅が広いほうが優先されて、その進行を妨げてはならないということがございますので、その山宮1号線の狭い道幅から出られる車両につきましては、その大きい道路の車両が来てないかどうかを確認された上で、本来は進入されるべきものだというふうに認識をしております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 今回の事故については、このトラックのドライバーの過失という、何というんですか、バスが来るのを確認するのを怠ったことで事故になったということでもいいでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。現在、警察によりまず実況見分が行われておりまして、関係者の方から、いろいろ当時の状況を聞き取りをされておられるところでございますので、何ていいますか、確認を怠ったために事故が発生したかどうかというところは、現在のところは申し上げられないという状況でございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 道路課長にお聞きしたいんですけども、この辺の道路のその構造として、視距といいますか、このトラックが一時停止したときに、左右の通行車両、そこから来る車が確認できるような道路、この山宮1号線ですか、なのか、この辺、どうなんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 田村課長、どうぞ。

○田村 温道路課長 道路課長、田村です。通常、道幅が3メートルの道で、5.5メートルに出る場合は、一旦停止してから、徐行して様子を見て出ていくという出方を、多分、道交法上はしないといけないんですけど、我々は警察じゃないんで、何が悪いか、いいかっていう判断はで

きませんが、通常のルールでいけば、必ず徐行して進入しなさいということになってますんで、カーブミラーがあるなしじゃなしに、根本的に、カーブミラーは、取れないところに設置するんであって、設置されてないっていうことは、取れるという前提で設置されてない、木が生えて見えなくなってる可能性はあるんですけど、通常の状態だと見えるという前提で設置がないというふうに判断されるんで、徐行、一旦止まって、徐々に出ていかずに、ぱっと出たのではないかと推測するので、先ほど言ったように、警察ではないので、詳しいことは警察のほうにお任せすることになりますけど、通常だったら、一旦停止して徐々に出る、視距が確認できるように徐々に出て、ないことを確認して出るというのがルールだと思います。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 気高循環バスの定期路線にもなってるわけですので、状況等調査をしていただいて、今後同じような事故がないように対応していただけたらと思います。要望です。

◆雲坂 衛委員長 そのほか委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言ください。荻野委員。

◆荻野正己委員 念のために聞きますが、このトラックとバスとの間に、こう見通しですね、この写真で見る限り、これは建物ではない、障害になるようなもんはないですね、場所的に。どうなんだろう。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。市道山宮1号線のほうから、この市道山宮小別所線のほうに出ていく際に、左手に民家がございます、その民家のブロック塀と電柱、それから植木がございます、道路からは、なかなかその見通しが立ちにくいといえますか、車が来てるかどうかっていうのは、確認しづらいところではあるんですけども、一旦、もちろん停止をしまして、それから徐行をしながら、車両が来てるかどうかを確認して進入するというような流れになろうかと思っております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 この場所は、私の家から二、三分のところにありまして、よく通るとこなんですけど、確かに見通しはよくないと感じております。それで、この乗客の方ですね、70代女性っていう方は、もともとどういう健康状態、体の状態はどうだったのか、それで、今回約1か月ぐらい入院されて、その後のフォローはどうしていくのか、ちょっとその辺りをお聞かせください。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。確認を取ったわけではないんですけども、この70代女性の方につきましては、持病がおりだということはお聞きしましたが、具体的に、どういった持病をお持ちでということまでは、確認は取っておりません。

現在、自宅で療養されてるということで、比較的症状は軽いというふうに考えておりますが、引き続き、定期的にコンタクトを取らせていただきながら、状況を確認をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 はい。定期的にね、やっぱりしっかりフォローして行ってほしいと思います。

それから、ここは、その建設会社のトラックが出てきたほう、本線に出てくるところに、止まらなくて表示はあったでしたっけ。ちょっと私もよく通るんだけど、そこまで見てないんだけど。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。止まれという表示はございませんで、手書きでしょうか、足の形がこう止まるような形の白い表示はございますが、これは、地域の方がされたんだかどうかちょっと分かりませんが、そういった表示がありまして、その前には、市道山宮小別所線の車道外側線があるというような状況でございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 はい。今後、その辺りの安全性も含めて、やっぱりそういった標示板を立てるとか、何か印ですね、その足の跡っていうのは、歩行者用のと違うのかなと思いますので、いわゆる車両のそういった安全性も含めて、そういった改善が必要だと思いますので、その辺もよく検討いただいて、よろしく願いいたします。

◆雲坂 衛委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 すみません、太田です。このたびのこの負傷された方については、全快じゃなくって、快方に向かっておられるというふうだとは認識してるんですけども、被害者への損害補償は、翼運輸さんが加入されている保険で対応されるというふうに記載がありますけれども、この補償内容等については、市のほうは把握しておられるんですかね。補償内容というか、補償金額といいますか。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。現在、今後の対応のところにも記載をしておりますが、まだ交通事故証明書が発行されておられませんので、それが発行されましたら、今度は翼運輸が加入をしておる保険会社と、それから、建設会社のほうが加入している保険会社との話合いが始まりますので、これから、じゃあ、翼運輸がどれだけ補償するのかとか、建設会社がどれぐらい補償するのかという話合いは、これから始まるということですし、それから、その事故に起因する被害者の方の医療費とか、通院費ですとか、そういったところも明らかになってくると思いますので、それからということになると思っております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 はい。先ほど、鳥取市のほうも、おわびに行かれたということでしたけれども、どちらにしても、この両方でその補償については解決されるということで、鳥取市としては、そこに介入はできない、しないという解釈でよろしいですか。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。はい。それにつきましては、市が介入

するということは考えておりません。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 はい。市のほうが委託しているという解釈をしてるんですけども、その際においては、鳥取市としては、責任のほうは、この2つの事業所で行われるということでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。その事故対応につきましても、市が翼運輸に委託をしておりますので、翼運輸と建設会社との間で協議が行われるというふうを考えております。以上でございます。

100円循環バス「くる梨」における料金体系の見直しについて（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、次に、100円循環バス「くる梨」における料金体系の見直しについてを御説明ください。小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。それでは、資料1の20ページを御覧ください。

100円循環バス、くる梨へのICOCAの導入につきましては、令和5年の4月からのサービス提供開始に向けまして、関係者と調整を進めておるところでございますが、このICOCAの導入に併せまして、さらに市民サービスを向上させるために、料金体系の見直しを行いたいというふうを考えております。

まずは、基本運賃でございますが、現在、小学生以上は、大人も子供も100円、障がいのある方につきましては、半額割引を適用しております。これを、見直し案では、子供運賃を新たに設けまして、小学生は半額の50円で乗車いただけるようにしたいと考えております。それから、定期券につきましても、現行は、月3,000円の1種類しかございませんが、見直し案では、子供運賃と障がい者運賃、それぞれに対応した月1,500円で乗り放題の定期券を設定したいと考えております。障がいのある方は、定期券の購入時に、障害者手帳を窓口で提示をしていただきますけれども、乗降の都度に手帳を提示していただくかなくてもよくなりますので、負担が少なく御利用いただけると考えております。

これらの見直しによりまして、子育て世帯や障がいのある方の経済負担と、乗降の負担を軽減をいたしまして、利用客の増加につなげていきたいと考えております。

また、⑤の一日乗車券、こちらは、200円で一日乗り放題の乗車券でございますが、これにつきましては廃止を考えております。この一日乗車券ですが、くる梨の車内ですとか、バスターミナル、トスク、県庁と市役所のダクショップ、観光案内所でお求めいただけますが、購入者の約7割の方が、くる梨の車内で購入をされているという状況でございます。この車内で購入される場合は、運転手が発券をしまして、さらに、乗車日のスタンプを押すという作業が発生をしますので、運転手の負担となるだけではなくて、乗降客の滞留ですとか、運行時刻の遅延が課題となっております。

このたび、一日乗車券を廃止をしまして、ICOCAの利用を促すことで、お客様には、乗

車のたびにポイントをためていただいて、そのポイントをくる梨の運賃として利用されたり、I COCAの加盟店で買物に使っていただくなど、お得感を感じていただきながら、一方では、運転手の負担軽減、くる梨の定時運行の確保を図っていきたいというふうに考えております。

次に、I COCAにつきましてですが、カードは6種類発行することとしております。①のI COCAにつきましては、大人と障がい者運賃の対象となる方用、②のこどもI COCAは、子供運賃の小学生用となっております、カードに、満12歳を迎える年度末までの使用期限と名前が記載されるというものでございます。

右側にI COCAのカードのイメージを掲載しておりますが、左側が①の無記名式、右側が②の記名式となっております。販売額は、どちらも1,000円～1万円の5つのパターンを御用意いたしまして、カードの残高が少なくなりましたら、バスターミナルやコンビニで入金することができます。くる梨を利用するごとにポイントが加算されますので、翌月まとめて付与されるという仕組みとなっております。③～⑤のバスI COCA定期券でございますが、こちらは、大人・子供・障がい者用の定期券にそれぞれ対応したものとなっております。⑥の乗り継ぎにつきましては、路線バスの定期券をお持ちの方で、くる梨に乗り継ぎをされる、乗り継ぎ定期券、これに対応したものとなっております。I COCAの定期券につきましては、運賃のチャージ機能がついておりませんので、一般のI COCAと同様に、ポイントの付与はございません。

販売額ですが、初回のカード購入時の金額となっております、この中には、カードの使い捨て防止のための一時預り金でありますデポジット、こちらが500円含まれておりまして、カードの返還時には返金されるというものでございます。

現在、くる梨には、福井市の事業者が開発いたしましたキャッシュレスシステムを平成25年度に導入をしております、E d y、QU I C P a y、WAON、i D、こちらが利用できるようになっておりますが、機器の故障が年2回程度発生をしております。この機器の取扱業者は修理を行っておりません、故障のたびに1台44万円をかけて新品を購入しているというような状況でございます。現在、部品の調達が困難となっております、新品を発注しても納期のめどが立たないというような状況でございます。こういったことから、キャッシュレスシステムをI COCAに移行することとしまして、既存のシステムは、本年末をもって廃止・撤去することとしております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言ください。荻野委員。

◆荻野正己委員 一日乗車券廃止ってということなんですけども、実績ってどれぐらいあるんですかね、大体。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。3年度の実績でいきますと、7,146枚の実績でございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 荻野委員。

◆荻野正己委員 実績でいったら、かなりの件数があるように思うんですが、それよりも、ほか

のサービスが充実させられると。それから運転者、言われたようにね、とか、あるいは、混雑がなくなるというようなメリットのほうが大きいという判断でということよろしいでしょうか。

じゃあ、それで、このICOCAカードのサービスですね、県とのいわゆる路線バス、広げるといような、双方のサービスの拡大というような話っちゃうのは、どういうことになっているんでしょうね、話合いみたいなので、状況を教えてください。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。ICOCAの導入につきましては、現在、そのくる梨の導入に向けて、今JR等々と、関係者と協議を進めておるところでございます。導入後は、おっしゃるように、路線バスとか拡大をしていきたいというふうに考えておりますが、まだ具体的に、そのバス事業者と細かい協議は行っておりませんので、まずは、その来年のくる梨導入に向けて、調整をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 くる梨は、高齢者の方の利用がかなり多いんだと思うんですけど、これまでのキャッシュレスシステムでいえば、WAONであるとか、Edyであるとか、スーパーとかで簡単にチャージができるようなことで、多分、高齢者の方に、それほどストレスがなかったんじゃないかなというふうには思うんですけども、先ほど、コンビニでのチャージっていう、コンビニと、どこだったですかね、あともう1か所お話しされていらっしゃいましたけども、高齢者の方でも、簡単にチャージできるような形になっているんでしょうか。その点についてお伺いいたします。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。チャージできる場所としましては、コンビニと、それからバスターミナルでもチャージができるようになっておまして、バスターミナルは、窓口に行ってくださいましたら、職員がそういうチャージのほうのお手伝いといいますか、対応させていただくということでございます。ですので、高齢者の方でも、気軽にというか、簡単にチャージをしていただけるというふうに考えております。

コンビニのほうにつきましては、機械がございますので、そちらのほうで操作をしていただくんですが、その利用のやり方が分からないということでございましたら、ちょっとコンビニのスタッフの方に声をかけていただいて、お手伝いしていただくということになるかと思っております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 以前、マイナンバーカードでのこのコンビニでの住民票の交付であるとか、コンビニの店員さんの方に丁寧に対応してもらうように、執行部、どこの部署だったか忘れましたが、頼んだことがあったんですけど、それはできませんっていうふうに言われたんですよ。今回のこのICOCAについては、コンビニの店員さんに頼めば大丈夫だということであれば安心するんですけども、コンビニの店員さんに頼んでも断られるということがないように、

市のほうからも十分お話をしといていただけたらと思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 はい。まず、子育て世代の負担軽減ということで、非常にいい取組だと思っております。それで、子供、この金額を100円から50円にしたと、その理由は、もっと安くてもいいし、その50円とした理由を教えてください。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。そもそものその基本運賃につきましては、ワンコインで乗っていただけるということで、大人も子供も100円ということでしたが、通常の、JRでもそうなんですけども、大人運賃に対して子供運賃が半額というようなこともございますので、それを参考にさせていただきながら、半額というふうにさせていただいておりますし、障がい者の方も半額引きということがございますので、そういったことも参考にしながら、50円とさせていただいております。

それから、すみません、この場をお借りして、先ほど、前田委員のほうに、チャージの、コンビニのその操作のことについて答弁をさせていただきましたけども、コンビニの窓口でチャージをしていただけるということですので、スタッフの方にお金を渡していただいて、そこでチャージをしていただくという形になります。ですので、レジの窓口で対応していただけるということでございます。失礼しました。

◆雲坂 衛委員長 勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 それともう1つ、基本、ICOCAのところで、記名式って、①は無記名だけでも、②のこどもICOCAは記名式というふうになって、この絵でいうと、右下のICOCAの小丸のチョメチョメのチョメチョメと、こう書いてあるんですけども、個人情報等々の関係で、どういう記名の仕方をするのか、それから、いろんな被害もちょっと想定されるので、その人の名前が分かるみたいな、大人が乗ったときに、乗ったときも含めて、すぐその子の名前が分かるみたいなことになろうかと思うんですけども、よくかばんにぶら下げてるような子供も多く見かけますので、その辺りはどのような方法で、どう、日本語で書くのかみたいな、アルファベットでどうかするとか、すぐ分からないように、何かしてほしいなと思っておりますけども、その辺りはどうなんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。このこどもICOCAにつきましては、表記内容としましては、その方の満12歳になって初めて到達する年度末までの有効期限と、それから名前が表記されるということになっておりまして、これは、全国一律で、ICOCAの、こどもICOCAの表記ということになっておりますので、この鳥取だけではなくて、関西圏で利用されてる方も同じように表記をされているということでございます。

先ほど、勝田委員さんおっしゃったように、名前が表記され、個人名が表記されるので、個人情報、目に触れるのではないかなというようなこともございましたが、現在のその紙の定期券につきましても、名前が表記されているかと思うんですけども、それと同じような形なのかなというふうに考えております。はい、以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 全国一律だということなので、ちょっとやむを得ん部分、あるかも分かりませんが、今、低学年の性被害とか、いろんなそういった防犯の面でいろいろあるので、鳥取だけするっていうわけにはいかないんだろうと思いますが、何か別の方法でしていただければと思うので、何かの機会があれば、そういう提案もしていただきたいなと思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 荻野委員。

◆荻野正己委員 関連してなんですけど、いや、そもそも、記名するというのは、悪用っていうか、大人が使えるようにするとか、そういうような意味合いだろうかなと思ったりするんですけど、その点はどうなんでしょう。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。もちろん、大人が利用できないようにということもあるんでしょうけども、そのお子さんが使うためということで、その人が使うためのカードだということで、通常のその大人運賃とは違う、その50円という、低い、安い料金となっておりますので、ちゃんとその方が使うものだということで、はっきりと記載をすることで記名式となっております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 荻野委員。

◆荻野正己委員 例えば、その色が全く違うとかいうようなことであれば、そういう防止にはなるように思うんですけど、わざわざ名前がなくてもね、と思ったりしたんですけどね、その辺はどうなのかな、当然、もちろん違うんでしょうね、色も。いや、それだけで、いわゆる記名の意味がね、そういう点でするのは、どういうことなのかなということなんでね、だから、いわゆる悪用されないために大人とこう区別すると、いや、違うんですよというようにするんだったら、例えば、そういう色を変えとかの工夫で、十分記名しなくてもいいように思うんです。わざわざその名前が入ってるっていうのは、どういうことなのかなということなんです。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。今、ICOCAに限らずですけども、通常のバスとかもそうなんですけども、定期券を購入される場合は、その方が購入をされて、その方が使うための券ですので、それはちゃんと名前を明記をして、同じ子供でも、悪用されないように、買ってもないその子供が、それを使ったりということがないように、ちゃんとそれは、その方のカードだということで明記をするという認識しております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 荻野委員。

◆荻野正己委員 ごめんなさいね、考えれば考えるほど謎なんだけど、それを、その人が本人かどうかを確認するものが必要になってくる、名前が入ってるんだけどね、その人が本人かどうか確認できないんじゃないかなと思ったりするんでね。いやいや、もう、ごめんなさいね、何か意地悪な質問になって。でも、考えれば考えるほど、何か記名することの意味がよく分からなくなってきたらと思ってるんですけど。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。ICOCAだからこう記名式にするという認識はなくて、通常その交通機関を利用される、定期券を購入して、一回一回その通常料金で払われるよりも、比較的少し割引が入った定期券を購入されるという、そういうサービスを受けておられる方ですので、ちゃんとその方が利用されるということで記名をします。仮に紛失されても、その方が紛失届を出されて、ちゃんと返ってきたら、その人のものだなというふうの確認されるというためにも記載をしているということですし、一回一回、そのバスも本人かどうかを確認するわけではございませんので、それと同じ扱いというふうにご認識いただければというふうに思っております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。先ほどおっしゃったように、障がいを持たれた方、子育て世代のためにということで、JRの運賃を適用して半額にされたということですが、1つお伺いしたいんですけども、例えば、高齢者の方、75歳以上だとか、免許返納された方だとかって、1つのくくりがあってもとは思いますが、そういった高齢者に対してのこの料金の見直しというのは検討されたのか、されなかったのかってということをお伺いします。

◆雲坂 衛委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。その高齢者の方の運賃につきましては、現在大半の方が、大半の方といいますか、多くの利用者は、高齢の方が利用されているということで、この基本運賃の100円も、ワンコイン、気軽に利用していただけるというような値段設定をさせていただいておりますので、このICOCA導入に併せて、その高齢者に対するまた割引的なものってというのは、検討はしておりません。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 はい。このくる梨が始まった、開始されたときに比べると、高齢者人口というのは増えていっているように感じています。様々な社会現象もありますし、社会情勢もあります。また、一度そういったことも、今後検討していただきたいというふうに思います。

◆勝田鮮二副委員長 雲坂委員長。

◆雲坂 衛委員長 はい。ちょっと太田さんに似たような話でして、この資料を見たとき、私は、子供がなぜ小学生だけなのか、そもそも両方とも100円だったので、あまり意識してなかったんですけども、じゃあ、大人の定義は何なのかってということが、いろいろ書かれてると思うんですけども、あと、先ほど、荻野委員の質問、ちょっと気になってるところがあって、令和3年の一日乗車券が、7,500枚弱、令和3年度あった中で、ちゃんとメリットが出てくるのかって質問に回答がなかったんで、いろんな商工会議所青年部とかの会議、バスのラッピングとかも高校生が手伝ってくれたりするんで、子供は、中・高にしたら利用者が伸びるんじゃないかなと思ったり、さっきのお年寄りだったら、50円にしたらさらに伸びるんじゃないかと思ったりしながら、いろんなことを検討されながら、そのままの約款というんですかね、何ていいますか、大人という定義、子供という定義のまま、子供の料金を50円にしたってことだと思うんですけども、その辺りも含めて検討いただきたいと思っておりますけれども、再度、どうだ

ったのか、大人の定義、子供の定義、実際検討、中・高生まで含めることを検討できるのか。

◆勝田鮮二副委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。この子供を小学生に限定した定義ということなんですけども、これにつきましては、通常の公共交通機関は、子供運賃については小学生ということで、中学生以上については大人という扱いになっておりますので、それと合わせてさせていただいております。

それから、一日乗車券につきましては、説明もさせていただきましたけど、7,146枚という令和3年度の実績がございますが、これの約7割の方が、わざわざ店舗に買いに行く煩わしさを避けて、くる梨に乗った際に購入をされとるというような状況がございます。このくる梨の車内販売だけをなくせばいいんじゃないかというような検討もしましたけども、そういう、ほとんどの方が車内で購入をされてるということもございますし、現金決済と、それからICOCA決済と、なるべくこの区分といいますか、種類を合わせたいなというところがございます。現金のほうは回数券が残りますけども、それ以外のところは、なるべく現金決済とICOCA決済の種類を合わせさせていただいて、利用者の方に分かりやすい料金体系にしたいということがございまして、こういった形に、このたびは、一日乗車券の廃止をさせていただくというものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二副委員長 はい、雲坂委員長。

◆雲坂 衛委員長 はい。このICOCAのサービスに関して、いいことだと思います。ただ、移行する上で、すぐに皆さんが持てるわけではないですし、先ほどの一日乗車券がなくなって減る分、お客さんが減る分、先ほどの基本運賃のこの定義、いろいろありますけれども、太田委員の話もありましたので、随時その辺りは検討していただきながら、利用者が増えるようにお願いしたいなと思います、はい。以上です。

じゃあ、次に移ってもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

行政代執行による特定空家等の解体について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 行政代執行による特定空家等の解体についてを御説明ください。太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 はい。建築指導課、太田でございます。では、行政代執行による特定空家等の解体について御報告いたします。資料1の21ページを御覧ください。

これは、8月10日付で資料提供をさせていただいた案件ですが、現在の状況を含め、説明させていただきます。

場所は、佐治町総合支所を少し岡山方面へ進んだ、佐治町福園の地内で、国道482号線沿いに立っている元自動車修理工場です。構造は木造2階建て、延べ床面積約360平方メートルで、所有者は、県外在住の1名となっております。

この建物は、平成29年12月に佐治町総合支所により、トタン等の建材が、国道や近隣に飛散していると連絡を受け、所有者に対し、空き家等の適正な管理についての依頼文書を送付、

平成30年9月にも、国道にトタンが飛散したため、特定空家等に認定し、所有者に指導書を送付しました。その後も、10回にわたり指導書を送付するも、動きが見られないまま、昨年12月に降った大雪で、2階の屋根部分が崩落、今年の1月には、平屋部分の屋根も崩落し、建材が国道に飛散したため、所有者に勧告書を送付しました。その後、所有者から、金銭面で解体できない旨の意見陳述書が届きましたが、正当な理由にならないため、5月に命令書を送付、命令の期限を過ぎても措置されないため、7月に戒告書、8月1日に代執行令書を送付し、8月26日に代執行を実施したところです。

現在、周辺の草刈り、石の移動、足場の設置準備を行っており、来週には、上屋の解体に着手できる予定です。

なお、工期は10月25日となっております。現在、約340万円の解体費を見込んでおりますが、工事が完了し、解体費が確定しましたら、行政代執行法に基づき、所有者への費用の請求を行ってまいります。

なお、今回の場合、今年5月の命令書の送付後に、所有者と面会を行うことができ、その際に、行政代執行にかかった費用は、分割で納付していきたいとの申出を受けておりますので、分割での納付命令を行う予定としております。仮に支払いがなければ、行政代執行法に基づいて、強制徴収公債権の扱いとなり、裁判手続を経ずに、強制徴収することになります。国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権が認められております。この場合は、債権を収納推進課に移管して、収納推進課が徴収事務を行うこととなります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言ください。山田委員。

◆山田延孝委員 僕も、あそこをちょいちょい通ってみるのに、本当に困ったものだなと思って、いつも思っておりました。でも、本人、県外在住ということですが、接点はあったわけですが、本人は、もう全然自分でやる気はなしということで、いわゆる代執行に踏み切られたということなんでしょうけども、こうして教えてみると、依頼文書から始まって、代執行令書まで、いろいろ文書を出しておられる、やっぱりもっと何か所有者として、誠意があってもいいのかなと思うんですけども、金銭的な問題もあって、なかなかだろうと思うんですけども、今おっしゃったように、最終的には、代執行法により、払ってくれない場合は、訴訟、裁判になるでしょうけども、そういう見通し、本人の生活実態等々からして、その代執行代、かなりの金額なんですけども、払っていただけるような見通しなんでしょうかね。ちょっとその辺、もう少し詳しく教えていただけませんか。

◆雲坂 衛委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。本人に面会した時点で、解体しなければならんという意思は持っておられました。せないけんということも思っておられましたが、金銭的に結構な額ですので、事前に支払いができないので、何とか分割で払っていきたいということをおっしゃっておられたということでした。鳥取市、資産の調査までちょっと今の段階でできませんので、どのぐらい資産があるか分かりませんが、分割で支払うんだという意思は示されておりますので、ぜひ払っていただくようお願いしていきたいと思ってお

ります。

◆雲坂 衛委員長 山田委員。

◆山田延孝委員 こういった事例がこれからどんどん出てくるのではないかなと思うわけ、心配するわけですし、そういった空き家、そして、特にここは、国道のすぐ脇でありますし、非常に放置されると危ないという状況ですけれども、今後、こういった事例というのは、どんどん出てくるのではないかなと心配するわけです。やっぱり住民の安全という立場からすると、やっぱりしっかり取り組んでもらわなきゃならんわけですが、そうはいっても、大きな金かけて解体したけれども、金は何も入ってこんでは困るわけで、その辺、今後しっかり検討していただいて、何か結構、この市内を走ってみますと、特に農村部というか、奥部には、こういった事例がかなりあるように思うので、今後ひとつ、そういった空き家の対策というのを、しっかりと取り組んでほしいと思いますし、今回は、この対策協議会の判断というのは、私は適切な判断されたんかなという具合に評価しておりますけれども、今後は、こういったことで大変ですけども、ひとつ頑張ってほしいなと思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 はい。建築指導課、太田でございます。引き続き、空き家対策、しっかりやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

◆雲坂 衛委員長 そのほか委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言ください。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

それでは、以上で建設水道委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時20分 閉会

令和4年9月鳥取市議会定例会 建設水道委員会

令和4年9月7日(水) 10:00～
本庁舎7階 第2委員会室

都市整備部 (10:00～)

1. 議案(説明)

議案第112号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】

議案第128号 事業契約の変更について

2. その他

気高循環バスにおける乗客の負傷について

100円循環バス「くる梨」における料金体系の見直しについて

行政代執行による特定空家等の解体について